

土木工事共通仕様書（令和5年9月版） 改定概要（主なもの）

《第1編 共通編》

改定箇所		概 要
第1章 総則	1- 1- 6 施工計画書	・ 施工計画書に記載する事項に法定休日・所定休日（土木工事における週休2日試行工事の対象の場合）を追加
	1- 1- 7 コリنز（CORINS）への登録	・ オンライン登録の記載を追加
	1- 1-22 建設副産物	・ 資源有効利用促進法の改正に伴う再生資源利用計画に関する取り扱い内容の追加及び実施書の保存期間の変更
	1- 1-25 完成検査（中間検査を含む） 1- 1-26 既済部分の出来高検査及び部分完成検査	・ 検査に週休2日の履行状況（土木工事における週休2日試行工事の対象の場合）を追加
	1- 1-30 週休二日の対応	・ 項目を新規で追加
	1- 1-36 環境対策	・ 排出ガス対策型であることを確認するための建設機械の工事写真提出を不要とした。
	1- 1-49 石綿使用の有無	・ 項目を新規で追加

○改定箇所一覧

《第1編 共通編》

第1章 総則

- ・ 1- 1- 6 施工計画書
- ・ 1- 1- 7 コリンス（CORINS）への登録
- ・ 1- 1-22 建設副産物
- ・ 1- 1-25 完成検査（中間検査を含む）
- ・ 1- 1-26 既済部分の出来高検査及び部分完成検査
- ・ 1- 1-28 施工管理
- ・ 1- 1-30 週休二日の対応
- ・ 1- 1-36 環境対策
- ・ 1- 1-38 交通安全管理
- ・ 1- 1-40 諸法令の遵守
- ・ 1- 1-49 石綿使用の有無

第2章 材料

- ・ 2- 5- 1 一般事項
- ・ 2- 5- 2 セメントコンクリート用骨材
- ・ 2- 8- 1 一般事項
- ・ 2- 8- 3 混和材料
- ・ 2-10- 3 再生用添加剤

第3章 一般施工

第2節 適用すべき諸基準

第3節 共通的工種

- ・ 3- 3- 7 植生工
- ・ 3- 3-13 道路付属物工
- ・ 3- 3-14 桁製作工

第4節 基礎工

- ・ 3- 4- 4 既製杭工
- ・ 3- 4- 5 場所打杭工

第5節 石・ブロック積（張）工

- ・ 3- 5- 3 コンクリートブロック工

第6節 一般舗装工

- ・ 3- 6- 5 アスファルト舗装工
- ・ 3- 6- 6 コンクリート舗装工

第7節 地盤改良工

- ・ 3- 7- 6 サンドマット工

第10節 仮設工

- ・ 3-10- 1 一般事項
- ・ 3-10- 8 地下水位低下工
- ・ 3-10-15 コンクリート製造設備工

第4章 土工

第1節 適用

第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工

- ・ 4- 3- 1 一般事項
- ・ 4- 3- 2 掘削工
- ・ 4- 3- 3 盛土工
- ・ 4- 3- 4 盛土補強工
- ・ 4- 3- 7 残土処理工

第4節 道路土工

- ・ 4- 4- 2 掘削工
- ・ 4- 4- 3 路体盛土工
- ・ 4- 4- 4 路床盛土工

第5章 無筋・鉄筋コンクリート

第1節 適用

第2節 適用すべき諸基準

第3節 レディーミクストコンクリート

- ・ 5- 3- 2 工場の選定

第5節 現場練りコンクリート

- ・ 5- 5- 4 材料の計量及び練混ぜ

第6節 運搬・打設

- ・ 5- 6- 4 打設

第7節 鉄筋工

- ・ 5- 7- 3 加工
- ・ 5- 7- 5 継手

第12節 水中コンクリート

- ・ 5-12- 3 海水の作用を受けるコンクリート

《第2編 河川編》

第1章 築堤・護岸

第1節 適用

第2節 適用すべき諸基準

第5節 法覆護岸工

- ・ 1- 5-14 かごマット工
- ・ 1- 7- 6 捨石工

第3章 樋門・樋管

第2節 適用すべき諸基準

第3節 樋門・樋管本体工

- ・ 3- 3- 6 函渠工

第4章 水門

第12節 コンクリート管理橋上部工（P C橋）

- ・ 4-12- 5 プレキャストセグメント主桁組立工

第16節 舗装工

- ・ 4-16- 9 グースアスファルト舗装工

第5章 堰

第1節 適用

第8章 河川維持

第11節 植栽維持工

- ・ 8-11- 3 樹木・芝生管理工

《第3編 海岸編》

第2章 突堤・人工岬

第4節 突堤本体工

- ・ 2- 4- 4 被覆ブロック工
- ・ 2- 4-11 ケーソン工

《第4編 砂防編》

第1章 砂防堰堤

第2節 適用すべき諸基準

第6節 コンクリート堰堤工

- ・ 1- 6- 1 一般事項

第3章 斜面对策

第2節 適用すべき諸基準

第4節 擁壁工

- ・ 3- 4- 1 一般事項
- ・ 3- 4- 6 補強土壁工

第5節 山腹水路工

- ・ 3- 5- 1 一般事項

第8節 抑止杭工

- 3- 8- 1 一般事項
- 3- 8- 3 既製杭工

《第5編 ダム編》

第1章 コンクリートダム

第2節 適用すべき諸基準

第3節 掘削工

- 1- 3- 5 岩盤面処理

第4節 ダムコンクリート工

- 1- 4- 7 コンクリートの運搬
- 1- 4- 9 コンクリートの打込み

第2章 フィルダム

第4節 盛立工

- 2- 4- 1 一般事項
- 2- 4- 5 コアの盛立
- 2- 4- 6 フィルターの盛立
- 2- 4- 7 ロックの盛立

《第6編 道路編》

第1章 道路改良

第2節 適用すべき諸基準

第2章 舗装

第2節 適用すべき諸基準

第8節 標識工

- 2- 8- 1 一般事項

第9節 区画線工

- 2- 9- 1 一般事項
- 2- 9- 2 区画線工

第3章 橋梁下部

第1節 適用

第2節 適用すべき基準

第4章 鋼橋上部

第2節 適用すべき諸基準

第7節 橋梁付属物工

- 4- 7- 9 銘板工

第5章 コンクリート橋上部

第2節 適用すべき諸基準

第12節 橋梁付属物工

- 5-12- 8 銘板工

第6章 トンネル（NATM）

第2節 適用すべき諸基準

第3節 トンネル掘削工

- ・ 6- 3- 2 掘削工

第5節 覆工

- ・ 6- 5- 3 覆工コンクリート工

第7章 コンクリートシェッド

第2節 適用すべき諸基準

第8章 鋼製シェッド

第2節 適用すべき諸基準

第9章 地下横断歩道

第2節 適用すべき諸基準

第10章 地下駐車場

第3節 適用すべき諸基準

第11章 共同溝

第2節 適用すべき諸基準

第12章 電線共同溝

第2節 適用すべき諸基準

第13章 情報ボックス工

第2節 適用すべき諸基準

第14章 道路維持

第2節 適用すべき諸基準

第19節 道路清掃工

- ・ 14-19- 4 路肩整正工

第15章 雪寒

第2節 適用すべき諸基準

第3節 除雪工

- ・ 15- 3- 1 一般事項
- ・ 15- 3- 5 凍結防止工
- ・ 15- 3- 7 安全処理工

第16章 道路修繕

第2節 適用すべき諸基準

第22節 橋脚巻立て工

- 16-22- 4 RC橋脚鋼板巻立て工